

「静岡県建設工事成績評定要領の運用」の改正内容

民法の改正及び国土交通省の「請負工事成績評定要領の運用」の改正に伴い、下記のとおり改正する。

記

改正事項	理由	改正前	改正後
3 評定の修正 (第9条)	民法改正による文言修正	(2) <u>瑕疵担保</u> 期間中に <u>瑕疵</u> が発覚した場合	(2) <u>契約不適合責任</u> 期間中に <u>契約不適合</u> が発覚した場合
6 附則		この通知は、 <u>令和4年4月1日</u> 以降契約を行う工事について運用するものとする。	この通知は、 <u>令和5年4月1日</u> 以降契約を行う工事について運用するものとする。
別紙—1	国土交通省の「請負工事成績評定要領の運用」の改正		「 <u>考査項目別運用表</u> 」(土木・農林土木工事)の <u>⑨</u> 、 <u>⑩</u> を別添のように改める。

【参考：静岡県建設工事執行規則から抜粋～契約不適合責任期間について】

(契約不適合責任期間等)

第55条の4 契約担当者は、引き渡された工事目的物に関し、第39条第4項(第46条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。